

専門医の教育研修（医療倫理・医療安全・感染対策等の講習会）の実施に関する申し合わせ

- 1 本会申し合わせは、専門医の教育研修（医療倫理・医療安全・感染対策等の講習会）に関する内規第5条に基づき講習会の実施要領について定めるものである。
- 2 開催の回数・時間は以下に定めるものとする。
 - (1) 原則として年2回、学術集会期間中等に、必修とされる研修会（医療倫理・医療安全・感染対策）のすべての講習会を開催する。
 - (2) 地方会組織が開催する生涯教育研修会において、必修とされる研修会（医療倫理・医療安全・感染対策）のいずれかまたはすべての講習会を開催することができる。
 - (3) 1講演は60分とする。
 - (4) 各診療領域で取り組むことが望ましい研修会（医師教育、医療事故・医事法制、医療経済、臨床研究、EBM、専門医制度に含まれる最新情報）については、学術集会等での開催を検討する。
- 3 講演内容は、リハビリテーション科専門医に必要な医療倫理・医療安全・感染対策等の知識、技術などに関する講演とする。
- 4 講師資格は、医療倫理・医療安全・感染対策等に精通した大学教授またはそれに準ずるものとする。

附 則

本申し合わせは、平成28年3月19日より施行する